

日本におけるスクールソーシャルワークの基礎に関する研究 ースクールソーシャルワーカーの歴史的変遷に着目してー

○ 同志社大学大学院 洪承載 (009857)

キーワード： スクールソーシャルワーカー・歴史的変遷・スクールソーシャルワーク・基礎

1. 研究目的

児童生徒の問題行動・環境的課題は複雑化及び多様化するなかで、学校における児童生徒へ適切な対応方法や専門性が重要視されてきた。こうした学校対応の流れのなかで、2008 年、文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」が展開され、学校現場における児童生徒を取り巻く環境へのアプローチや、コーディネーターとして専門機関とのネットワーク構築、連携・調整の実施が、スクールソーシャルワーカー（以下 SSWer）の業務内容として期待された。

SSWer が導入されて 13 年が経った現在、SSWer のアプローチには専門性が欠如しており、児童生徒やその家庭に効果的アプローチをしているとは言い難い（野田 2012:40, 今村・下田 2017:99 など）。社会福祉制度が確立しサービスとして提供が始まると、基礎となるものへの理解をやめて、その制度をどのように活用するのかといった方法論に方向を変わってしまう（岩崎 2012:6-7）。言い換えると、2008 年 SSWer が全国的に配置されるようになってから、新しい社会的ニーズを発見するといったソーシャルワークの働きは行わず、SSWer をどのように運営するのか、どのような働きかけが効果的なのかと言った方法論に進んだと考えられる。

このような現状のなかで、SSWer の実践の意義、すなわち基礎を問い直すことは意義があると考えられる。そのため、本研究では、スクールソーシャルワーク（以下 SSW）の基礎となるものを明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

上記した現状や指摘から、現在の SSWer がソーシャルワークを実践しているかは、疑問がある現状だと考えられる。そこで、日本における SSWer の歴史的変遷を辿りつつ、学校においてどのようにソーシャルワークが実践されてきたかを明らかにすることは重要な課題であろう。SSWer の歴史的変遷を辿ることで、導入の背景や、これまでどのようなアプローチを行っていたか明らかにすることで、SSW の基礎となるものを探求する。本研究における研究方法是 SSW の歴史的変遷を把握するために、SSW に関する行政機関または民間団体による報告書、法令、統計資料などからデータを集めて分析を行う。

3. 倫理的配慮

本報告は人を対象とする研究ではないが、「日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守し、規程に示す項目に抵触しないことを確認している。

4. 研究結果

戦後、「学校福祉」制度は、「昭和 26 年度に入学する児童に対する教科用図の給与に関する法律」(1951 年)、「学校給食法」(1954 年)、「学校保険法」(1958 年) などにより構成と整備されてきた。このような制度は児童生徒の教育を受ける権利を保障するものであり、現在のスクールソーシャルワークにつながる実践であると考えられる。その後、1950 年代から 1980 年代にかけて、非行児童や長欠児童の対策として配置・設置された高知市の「福祉教員」や京都市の「生徒福祉課」は、のちの SSWer に繋がる実践として、学校においてソーシャルワークの実践が行われた。1986 年、所沢市「モデルプロジェクト」で初めてスクールソーシャルワークという名が使われ、スクールソーシャルワークの実践活動が展開し始めた。このようなソーシャルワークの実践を背景とし、2008 年には文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」が展開された。

5. 考察

以上を踏まえて SSW の基礎について考察する。ここで「基礎」とは、広辞苑第七版によれば「それを前提として事物全体が成り立つような、もとい。」である。本研究を通して見出された SSW の基礎は、児童生徒の学校及び生活上に起きる課題を社会的な問題として、社会的に支援することで児童生徒の教育を受ける権利を保障することである。学校において戦後から「学校給食法」(1954 年)、「学校保険法」(1958 年)と言った学校福祉制度があつて、児童生徒の社会的な問題を社会的に支援していた。言い換えると学校現場では常にソーシャルワークの視点からのアプローチがあつた。SSWer が導入された背景には戦後から続いている学校福祉制度が背景にあり、SSWer の働きもその根底にはソーシャルワークの視点がある。この基礎を保つため、SSWer は、実践として児童生徒を取り巻く環境へのアプローチや、コーディネーターとして専門機関とのネットワーク構築、連携・調整を行なうべきである。

ソーシャルワークの実践では、生きづらさを抱えている個人にアプローチすると同時に、その生きづらさの要因である社会環境的要因にも働きかけることで、誰にとっても生きやすい社会を作る事を目指している(空閑 2016 : 32-33)。従って、SSWer の実践においても、問題行動や課題を抱えている児童生徒にアプローチをすると同時に児童生徒の問題行動や課題の社会的要因に、教員や専門機関との連携・アプローチすることでスクールソーシャルワークが成り立つと考える。

「参考文献」

- 今村浩司・下田学(2017)「チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割」『西南女学院大学紀要』21, 95-106.
 岩崎
 野田秀孝(2012)「スクールソーシャルワーカーの実際と課題 : 富山県スクールソーシャルワーカー活用事業を題材に」『とやま発達福祉学年報』(3), 35-41.
 新村出(2018)『広辞苑第七版』岩上書店
 門田光司(2020)「学校ソーシャルワークの基礎と実践を問う」『学校ソーシャルワーク研究』(15), 3-18.
 空閑浩人(2016)『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房。